

広島県呉市

報道発表資料

令和7年12月26日

総務部総務課

☎0823-25-3282

NHK受信契約の未契約及び受信料の未払いについて（第2報）

このことについては、令和7年11月27日付で、本市において、未契約のため受信料が未払いとなっている機器があることをお知らせしました。

未払い分の受信料については、12月市議会定例会に補正予算案として提案し、議決されました。

議決額の詳細等は次のとおりです。

【未払い額の対象期間】

平成29年のNHKを原告とした契約締結の最高裁判決においては、「受信契約に基づき受信設備の設置月以降の受信料債権の消滅時効は、受信契約成立時から進行する」と示されており、契約成立時点から時効が進行するものとされています。

受信契約を行っているにも関わらず受信料を支払っていない場合には、民法の時効が適用されますが、この度のような、そもそも受信契約を行っていないものについては、時効は適用されません。

また、受信料の支払いについては、NHK放送受信規約に基づき、受信機器を設置した時点の翌月から受信料を支払うことが義務づけられているため、設置時点に遡って受信料を支払うものです。

なお、主に市民センターやまちづくりセンター等において、行事や研修の際にモニターとして使用しているテレビについては、実際のテレビ放送の受信の有無に関わらず、設置場所にアンテナへの接続端子があり、モニターをアンテナ線に繋ぐことでテレビ放送が視聴可能な場合にあっては受信契約が必要であることを認識しておらず、未契約となっていたものです。

【未契約機器の台数及び未払い金額】

部局名	台 数	金 額
①市長事務部局	29台 (カーナビ1台、公用携帯電話2台、テレビ26台)	約519万円
②教育委員会	2台 (テレビ2台)	約 16万円
③消防局	9台 (カーナビ6台、テレビ3台)	約 60万円
④上下水道局	7台 (カーナビ1台、公用携帯電話6台)	約 78万円
計	47台 (カーナビ8台、公用携帯電話8台、テレビ31台)	約673万円